



(電子版) info@jikosoren.jp

2021年 第13号 2021年4月14日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201  
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## 5月以降の雇調金特例措置 売上30%以上減少事業は6月まで現行特例適用

厚生労働省は3月25日に5月以降の雇用調整助成金、休業支援金の特例措置等についての方針を発表し、5、6月については、特に業況が厳しい企業（タクシーはほとんど該当）については現行の特例を継続するものの、原則的な措置は縮減するとしました。縮減されると、雇調金の1日1人当たりの上限が現行の1万5000円から1万3500円に、助成率が10/10から9/10になります。7月以降については、雇用情勢が大きく悪化しない限り、さらに縮減する予定としています（2ページ参照）。

「特に業況が厳しい企業」とは、「生産指標が最近3か月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の事業主」となっているため、タクシー・観光バスはほとんどが該当すると思われます。

7月以降については、縮減措置が適用になったとしても、雇調金の利用自体は引き続きできる見込みです。

また、「まん延防止等重点措置」が実施された地域の飲食店等の特定業種（タクシーは含まれない）については、5、6月に特例が適用されます（下記参照）。

以上は予定なので、情勢の変化で変わることがあります。コロナ感染が拡大しているのに特例を縮減するのは不当で、世論でこの縮減措置を止め、コロナが終息するまで特例の継続をさせる必要があります。

### まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例

都道府県知事による営業時間の短縮等に協力する事業主（飲食店等）が対象。

【2021年4月12日時点】

まん延防止等重点措置実施区域		重点措置期間	特例対象期間
宮城県	仙台市	R3. 4. 5 ～5. 5	R3. 4. 5～6. 30 (予定の期間を含む)
大阪府	大阪市		
兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市		
東京都	23区、八王子市、立川市、武蔵野市、府中市、調布市、町田市	R3. 4. 12 ～5. 11	R3. 4. 12～6. 30 (予定の期間を含む)
京都府	京都市	R3. 4. 12 ～5. 5	
沖縄県	那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市		

## 5月・6月の雇用調整助成金等・休業支援金等

2021年3月25日厚労省発表

## 雇用調整助成金等（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）

		～4月末		5月・6月	
中小企業	原則的な措置【全国】	4/5 (10/10)	15,000円	4/5 (9/10)	13,500円
	地域特例（※1）	—		4/5 (10/10)	15,000円
	業況特例（※2）【全国】	—		4/5 (10/10)	15,000円
大企業	原則的な措置【全国】	2/3 (3/4)	15,000円	2/3 (3/4)	13,500円
	地域特例（※1）	4/5 (10/10)	15,000円	4/5 (10/10)	15,000円
	業況特例（※2）【全国】	4/5 (10/10)	15,000円	4/5 (10/10)	15,000円

（※1）～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（大企業のみ）

5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による、新型インフルエンザ対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

（まん延防止等重点措置実施地域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。まん延防止等重点措置の解除月の翌月末まで適用。）

（※2）生産指標が最近3か月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の事業主

## 休業支援金等

		～4月末		5月・6月	
中小企業	原則的な措置【全国】	8割	11,000円	8割	9,900円
	地域特例（※4）	—		8割	11,000円
大企業 （※3）	原則的な措置【全国】	8割	11,000円	8割	9,900円
	地域特例（※4）	—		8割	11,000円

（※3）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※4）休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ（左記※1）。

なお、上限額については月単位での適用とする。

（例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）